七、青年問題ニ関スル件（橋本寅吉提案）
青年問題ハ評議会ニ提携シ青年闘士
ヲ養成スルニ努ムルモノナルヲ以テ組合青年ハ
出来得ル限リ[illegible]会ヘ勧誘シ組合トシテハ
出来得ル限リ援助スル事ニ決定ス

八、婦人部ニ関スル件（前川ヨシ提案）
婦人部ノ会員ハ現在四名アルガ婦人部
トシテ男子同様ニ出来得ザルモ[illegible]
加入スル事組合トシテ援助アリタシ

現在組合員ノ妻ハ可成行ク限リ入会セシメ
今後組合ハ組織拡張ニ努メ婦人ニ対スル部
別ニ印刷物ヲ作製配布スルニ決ス

九、議長ヨリ提出セル組合員勧誘ノ件
議長ヨリ組合員ハ組合ノ便宜ヲ計ランタメニ組合員ヲ
勧誘ノ余地アリ各地方ニ宣伝シ組合勧誘
セシメ又宣伝部ヲ派シ財政ノ許ス限リ
同地方ニ宣伝スルコト